

## 第 27 号議案

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する  
条例

上記の議案を提出する。

平成 25 年 2 月 21 日

提出者 足立区長 近藤 弥生

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例の一部を改正する  
条例

足立区知的障がい者大谷田グループホーム条例（平成 16 年足立区条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改める。

付 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

障害者自立支援法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。